

平成22年度高知県公立小・中学校（高知市立養護学校を含む）

及び高知県立学校教頭任用候補者選考審査実施要項

1 目 的

この選考審査は、平成22年度の高知県公立小・中学校（高知市立養護学校を含む。）及び高知県立学校の教頭任用候補者を選考するための資料を得ることを目的とする。

2 選考審査を受審できる者

- (1) 高知県内の公立学校若しくは国立大学法人高知大学の附属小・中・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員
- (2) 高知県若しくは県内市町村の教育委員会事務局若しくは教育機関（学校を除く。以下同じ。）若しくは独立行政法人の教育機関に勤務する職員又は高知県の出先機関若しくは高知県知事の所管する団体等に勤務する職員

上記(1)又は(2)の職員で、次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、平成22年4月1日現在の年齢が小・中学校（高知市立養護学校を含む。）を受審する者にあつては38歳以上、県立学校を受審する者にあつては43歳以上の者とする。

ア 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭（養護教諭を含む。）の普通免許状を有し、平成22年3月末で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条に規定する職（以下「教育に関する職」という。）に5年以上ある者

イ 平成22年3月末で、教育に関する職に10年以上ある者

3 選考審査の免除者等

ア 高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員のうち、高知県教育長が教頭に相当する職にあると認める者（平成22年3月末で2年以上在職する者に限る。）は、この選考審査を免除する。

イ 高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員（「2 選考審査を受審できる者」に該当する者に限る。）で、「3 選考審査の免除者等」のアに該当しない者は、「7 選考審査」の筆記審査に代えて課題論文とする。

ウ 高知県の出先機関又は高知県知事の所管する団体等に勤務する職員（「2 選考審査を受審できる者」に該当する者に限る。）は、「7 選考審査」の筆記審査に代えて課題論文とする。

エ 別途定める特別選考審査実施要項において、同要項による教頭選考審査の受審が可能と定められた職にある者は、当該特別選考審査をもってこの選考審査に代える。

4 出願手続等

(1) 願書等の提出

この選考審査への出願は、小・中学校又は県立学校のいずれか一つに限るものとし、出願にあたっては次の書類を学校長又は所属長に提出するものとする。

なお、「3 選考審査の免除者等」のイ、ウ及びエに該当する職員については、提出時期及び提出期限を別途所属長あて通知する。

ア 選考審査願書

イ 自己評価書（本人密封）

(2) 願書等の進達

(1)により願書等の提出を受けた学校長又は所属長は、提出期限までに市町村（学校組合）立学校にあつては市町村（学校組合）教育長を経由し、また、県立学校長及びその他の所属長にあつては直接、高知県教育委員会事務局教育政策課長あて送付するものとする。

(3) 提出期限

平成21年8月27日（木）

5 所見書（評価書）の提出

(1) 高知県教育長は、選考審査の出願者について、市町村（学校組合）立学校の職員にあつては学校長及び市町村（学校組合）教育長に、県立学校の職員にあつては学校長に、その他の職員にあつては所属長に、所見書の提出を求める。

(2) 所見書の様式及び提出時期については、別途通知する。

6 主幹教諭への任用について

次のア～ウのいずれにも該当する者から主幹教諭を任用する。

ア 平成22年度高知県公立小・中学校（高知市立養護学校を含む。）及び高知県立学校教頭任用候補者選考審査において最終面接審査を受審した者

イ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の普通免許状を有し、平成22年3月末で、教育に関する職に5年以上ある者

ウ 高知県内の公立学校若しくは国立大学法人高知大学の附属小・中・特別支援学校の教諭

主幹教諭は、2年間以上の勤務実績をもって教頭任用の資格を有するものとし、教頭任用にあつては、県教育委員会が該当者の意思及び適性等を面接などにより確認したうえで任用の判断を行う。

なお、主幹教諭は小・中学校及び県立学校にモデル校を指定し、そのモデル校に配置する。

7 選考審査

選考審査は、下記(1)の内容で実施する。

(1) 審査内容

① 筆記審査

(i) 審査日時：**平成21年9月26日（土）**

9:50～10:20 受付

10:20～10:30 説明

10:30～11:30 筆記審査（法令問題等）

(ii) 審査会場：① 高知県教育センター本館

高知市大津乙181

【連絡先】高知県教育委員会事務局教育政策課

TEL 088-821-4568

② 西部教育事務所

四万十市中村山手通19

【連絡先】高知県教育委員会事務局教育政策課

TEL 088-821-4568

(iii) その他：出題傾向等については、教育政策課のホームページに掲載する。

② 面接審査

(i) 第一次面接審査

審査日時及び審査会場については別途通知する。（10月下旬頃実施予定）

(ii)最終面接審査

筆記審査及び第一次面接審査に合格した者を対象に実施する。審査日時及び審査会場は、最終面接審査の対象者に別途通知する。

(2) 審査結果の有効期間

ア 筆記審査及び面接審査の結果は、2年間有効とし、有効期間内の再受審は認めない。

イ 平成21年度任用候補者選考審査(平成20年度実施)の受審結果は2年間有効であり、同任用候補者選考審査において最終面接審査を受審した者については、本年度は、最終面接審査のみを受審することができる。最終面接審査の日時及び審査会場は別途通知する。

ウ 平成19年度実施以前の受審結果については、選考審査の対象とはならない。

8 校長の推薦による受審

(1) 選考審査を受審できる者

「2 選考審査を受審できる者」に該当し、現所属の校長から推薦を受けた者。

ただし、これによる受審は、各校(分校を含む。)1名までとする。

(2) 出願手続等

「4 出願手続等」と同じ。

(3) 教頭任用候補者推薦書(校長の推薦による受審用)の提出

被推薦者の現所属の校長が推薦書を作成し、上記(2)に従い提出期限までに提出すること。

(4) 審査内容

① 筆記審査

「7 選考審査」の①筆記審査と同じ。

② 最終面接審査

筆記審査の合格者を対象に最終面接審査を実施する。審査日時及び審査会場は、別途通知する。

(5) 審査結果の有効期間

ア 筆記審査で合格とならなかった者の筆記審査の結果の有効期間は当該年度のみであり、該当者は次年度に受審することができる。

イ 最終面接審査を受審した者は、次年度の最終面接審査を受審することができる。